

①地区計画道路に関する質疑応答

道路整備により住民税の額が上がる場合があるのか。

西条第二地区地区計画道路整備により、住民税の額は上がらない。

道路用地は寄付で確保するということだが、スムーズに寄付が進むのか。

地元関係者の皆様に、地区計画道路整備について改めて周知を行うため、今回説明会を開催させていただいた。

地区計画道路整備は、道路拡幅だけでなく下水道整備も同時に行い、安全・安心なまちづくりに繋がることから、道路整備のために必要となる用地の寄付に御協力いただきたい。

また、令和 6 年度に基本設計を実施し、西条第二地区内の全ての路線に対し、設計を行う予定としており、今後の土地活用の際には、設計内容との整合も願います。

地区計画道路 3 号線の破線部分が三期の整備計画になっているが、国道 486 号線に近接しており、利用者も多いため、もっと早く着手するべきでは。

下水道の整備は、都市計画道路「西条中央巡回線」内を本管とし、本管から南北へ広がるように整備を進める計画としており、道路整備と下水道整備との調整を行った結果、3 号線の破線部分については、三期での整備計画に位置付けられている。

なお、地区計画道路整備計画は随時見直しを行い、早期に整備実施できるよう努めていきたい。

現在 486 号と吉川西条線が、朝夕とても渋滞している。道路整備のスピードアップは図れないのか。

寺家中央線整備のスピードアップについては、事業工区を二つに分け、並行して道路整備を進めるなどの取り組みを行っている。

地区計画道路について、何年度にどの路線を整備するのか細かい内容が分からない。

一期：令和 6～9 年度、二期：令和 10～13 年度、三期：令和 14 年度以降の 3 期に分け、整備を行うこととしている。

現在、地区計画道路 5 号線沿いに住んでおり、5 号線が一期の整備予定とあるが、まだ工事案内を受けていない。いつ頃来るのか。

工事案内は、工事施工業者が決まり次第、随時行う。

5 号線については、整備延長が長いことから、二期にわたって整備を行う予定としている。

また、工事着手前には地元関係者の皆様への工事に関する説明を行った上で、工事を進めていく予定である。

地区計画道路について、何年度に用地の寄付をしなければならないのか。

用地寄付のスケジュールは、測量設計の際に個別に協議させていただきたい。

幅 6m の道路を整備することだが、歩道はつかないのか。

歩道の整備は行わないが、通学路などの路線については、必要に応じ運転者が歩行スペースと認識できるよう、グリーンライン等のカラー舗装を行う。

道路を拡幅すれば車が離合しやすくなったり、スピードが出せるようになり、歩道が無い地区計画道路は逆に歩行者が危険になるため拡幅しない方がよいのでは。

地区計画道路整備の考え方として、車の通行だけでなく、緊急車両の活動を円滑化する等の安全性の向上も考慮しているため、幅員 6m の道路拡幅が必要だと考えている。

P13 の「拡幅可能な範囲で整備」とはどういう意味か。

箇所によっては、建物が道路整備予定地内に存在し、整備が実施できない場合がある。

そういった箇所については、拡幅可能な箇所について整備を行うとともに、未整備箇所については、建物の建替え時などの機会をとらえ道路整備の協力をお願いしていく。

P13 のイラストで道路拡幅後も農地に面している部分が 6m 未満になっているが、土地の寄付は絶対ではないのか。

道路用地の寄付が必要となる、全ての地権者に寄付同意を得られるのが本意ではあるが、各所有者の諸事情により、寄付が難しいという方もおられることから、絶対ではない。

浄化槽や車庫が、道路拡幅に影響する際はそれらはどうなるのか。

移転等が必要となる物件については、補償調査に基づく移転補償費での移転をお願いすることとなる。

西条第二地区内で民間開発が進んでいるが、これは地区計画道路を整備する上で、認められているのか。

開発申請時に、地区計画道路についても協議を行っている。

また、令和 6 年度に西条第二地区全体へ地区計画道路の基本設計を行うことから、今後の開発申請の際には、基本設計との整合を図っていく。

今回の計画で工事予定の路線を定めているが、今後の整備率はどのように上がっていくか。

整備率は令和 9 年度で約 56%、令和 13 年度で約 78%、令和 17 年度で 100%となる計画である。

道路拡幅に伴う、車両のスピード上昇の具体的な対策はあるのか。

現地の状況に合わせ、カラー舗装、カーブミラー、視覚効果的に減速を促す路面標示等の安全施設を設けることとしている。

また、各路線の設計時には、地元関係者の皆様と協議を行いながら、安全施設についても計画を行う。

道路の整備が完了した時点で、汚水・雨水の整備も完了しているのか。

基本的には、道路と汚水・雨水管渠の整備が同時に完了するよう計画している。

P16-17 について、地区計画道路 23 号線と 22 号線の工事予定時期が示してあるが、22 号線の方が通学路として利用している子供が多いため、優先順位が逆なのではないか。

雨水・汚水整備計画との整合を図る必要があることから、23 号線を先行し整備を行う。

道路用地は寄付とあるが無償なのか

地区計画道路は、皆様がお住まいの地域の住環境等の改善を目的とする生活道であり、また、西条第二地区の地域の意向を基に策定した地区計画の中で、寄付での整備を前提とした地区計画道路を位置づけていることから、寄付により整備を進めることとしている。

P18 の地区計画道路 3 号線は破線で工事継続路線と示されているが、いつ工事着手するのか。

現時点で詳細な年度を示すことは出来ないが、令和 14～17 年度の間には工事が完了する計画となっている。

なお、地区計画道路整備計画は随時見直しを行い、早期に整備実施できるよう努めていきたい。

道路拡幅の計画用地に、賃貸を所有している場合の物件については補償してもらえるのか。

賃貸であるか否かに関らず、ブロック塀や車庫などの物件については、補償基準に基づき補償させていただくこととなるが、具体的な内容については、個別に協議させていただく。

P16-18 の赤の破線で示している工事継続路線とは。

延長が長く、一期～三期の各期間内で整備が完了できない路線については、次の期間にも工事を行うという意味を、工事継続路線として表している。

地区計画道路の整備を行うことで、東広島市はどうなりたいのか。

安全安心で、交通の利便性が良く、良好な居住環境を備えた市街地形成を目指している。

地区計画道路整備に伴い、西条第二地区の住居表示が変わるのか。

現在、住居表示の変更は予定していない。

②下水道（污水管・雨水管）に関する質疑応答

黒瀬川が満水の状態でも内水の排水はできるのか。

条件により可能である。

黒瀬川が満水状態になると背水を防ぐためにフラップゲートが閉まり、管内貯留状態になる。

その後、管内水位が動水勾配線以上になるとフラップゲートが開き押水で排水できるようになっている。

西条中央巡回線に埋設されている污水管及び枝管の深さを教えていただきたい。

箇所により異なるが、桜ヶ丘認定こども園付近では 6m、江熊新橋付近では 11m程度となっている。枝管であれば 1～3m程度となっている。

雨水管の容量を教えていただきたい。

1 時間 50 mm程度までの雨を流す施設規模で設計している。

P27 で黄色の線で污水管整備の工事予定時期が示されているが、供用開始はいつぐらいか。

供用開始は工事完了後の 3 ヶ月後を目途としている。

P28 の緑線で示している雨水渠整備については、実竹川の流量をどのぐらい減少させることができるのか。

現在実竹川に流れている水の約 25%を新しい雨水渠に流す計画である。

P28 の緑線で示している雨水渠整備が令和 7-8 年度となっており、寺家中央線の雨水渠整備より後になっているのは何故か。

雨水渠は下流側から整備する必要性が高いため、お問い合わせの箇所より下流側となる寺家中央線の雨水渠整備が優先されている。

下水道事業について、どの地区がいつの時期に個人宅から幹線の污水管に繋がれるのか、スケジュールが知りたい。

污水整備については道路整備の時期との整合も図るが、基本的に下流側から整備していく。

江熊新橋が下流側となるため、(HP 掲載の平面図表示)赤で色付けされている地区が R5-10、ピンクで色付けされている地区が R11-17 で整備を予定している。

P25-26 の污水管・雨水管の整備について、污水と雨水の流下方向が異なる箇所があるが、問題なく排水できるのか。

污水管と雨水管は別々に整備され、それぞれ断面の大きさや、埋設される深さが異なるため、污水と雨水の流下方向が異なる場合がある。

污水は国道 486 号と都市計画道路内の幹線管渠に接続するようにしている。

下水道の本管が整備された後の、宅内排水と接続する際の費用はどうなるのか。補助金はあるのか。

市では、宅地内の公共桝までを整備する。

宅地内の排水を公共桝につなぐ費用については個人の負担となる。

補助金制度はないが、無利子で貸付する制度はある。

黒瀬川の満水状態は流速が早いと思われるが、その状態でもフラップゲートは開くのか。

速度圧も考慮してフラップゲートが開く計算を行っている。

③その他の質疑応答

今回の説明会に出席できなかった人は、後日説明会資料は貰えるのか。

後日でも、説明会資料は配布可能である。

また、その他質問がある場合には、個別に説明にお伺いすることも可能である。

江熊新橋での事故が多発している。原因と対策を教えてください。

事故原因は、江熊新橋整備前は河川沿いの道路が優先となっていたため、昔の意識のまま通行する方が多いことだと考えられる。

対策としては、供用開始後実際に、カラー舗装、横断歩道、一時停止の追加を実施した。今後も状況を確認しつつ、必要に応じて公安委員会と協議を行い、安全施設の追加などの対策を行っていく。

江熊新橋以外でも事前に信号などの設置は不可能なのか。

事前に公安委員会と信号設置についても協議を行っている。

しかし、県内の信号設置の予算は限りがあるため、優先度の高いものから順次整備が行われている。

地元が道路の危険な箇所があると判断したら、どこに連絡すればいいのか。

西条第二地区の地区計画道路整備に係る箇所であれば、都市整備課、又は道路の維持管理を行っている建設部の維持課に連絡していただきたい。

江熊新橋と河川沿いの道路が交わる交差点について、片方は一時停止線があり、もう片方は横断歩道のみであるが、なぜ両方一時停止線を設けないのか。

公安委員会と安全施設に関する協議を行った中で、横断歩道自体に一時停止義務があるという考えに基づき、横断歩道部分については、一時停止線を設けないと伺っている。

江熊新橋の北側道路に遮蔽フェンスがあるため、交差点に進入してくる車両が見えない。見えやすいフェンス等に変えられないのか。

道路拡幅に伴い、環境変化による周辺宅地へのプライバシー保護の観点も必要となってくることから、フェンスを設置する場合がある。

今後、現場状況に応じ、別途カーブミラーなどの安全施設の設置を検討する。

開発業者が地区計画道路の計画を確認できる図面等があるのか。

既に設計を行っている路線については、確認できる。

また、令和 6 年度に西条第二地区全体へ地区計画道路の基本設計を行うことから、基本設計作成後は、計画内容の確認は可能となる。

急速に宅地化が進んでいるが、地区計画道路整備は追い付いているのか。宅地化の進行状況やスピード感が知りたい。

地区計画道路の整備と宅地化の進行状況との整合を示すことは難しいが、平成 29 年より地区計画道路の整備を開始して以降、限られた予算の中で、早期に道路拡幅が実施できるよう努めている。

道路が拡幅され、開発も進めば、子供が遊ぶ公園も必要になってくと思うが、公園整備の計画はされているのか。

開発面積の 3% 及び 150m² 以上の公園を整備するように定められており、0.3ha 以上 5ha 未満の開発毎の公園整備後、市に移管されることで、公園の確保を行っている。

10 年後に寄付することが分かっているとしても、それまでの 10 年間寄付する土地の固定資産税を払い続けなければならないのか。

土地を所有している期間は、納税していただく必要がある。

西条第二地区に市が土地を買い取り、貯水池をつくることは出来ないのか。

現在のところ取得可能な用地がなく、道路内に雨水渠を設置することで浸水対策を図る計画である。

地元から危険な箇所を伝えられる窓口はあるのか。

地区計画道路の路線の危険な箇所については都市整備課を、その他の危険な箇所については危機管理課を窓口としている。

分かりやすくホームページに、地域の危険な箇所を報告できるページを作るべき。

危機管理課と協議を行い、ホームページに意見を報告できるページの作成について検討する。

西条第二地区の宅地開発や商業施設の地下に雨水を貯水できる機能を追加することはできないのか。

1 ヘクタール以上の開発をする際には調整池の整備が必要となる。

また、今後総合的な治水対策を実施していく予定である。